

救急救命九州研修所 宿泊棟防水・外壁改修工事仕様書

この仕様書は、一般財団法人救急振興財団 救急救命九州研修所（以下「研修所」という。）が発注する宿泊棟防水・外壁改修工事について、その基本的事項を示すもので、本業務は仕様書及び契約書に基づいて実施する。

1 工事概要

(1) 件名

救急救命九州研修所 宿泊棟防水・外壁改修工事

(2) 委託期間

契約日より平成 31 年 2 月 28 日まで

(3) 施設概要

ア名称及び所在地

一般財団法人 救急振興財団 救急救命九州研修所
福岡県北九州市八幡西区大浦 3 丁目 8 番 1 号

イ建物概要

開 所 日 平成 7 年 4 月開所（工事着工 平成 5 年 10 月）
SRC 造（一部 RC・S 造）6 階建
延 床 面 積 11,130.00 m²
宿泊棟延床面積 6,894.07 m²

ウ建物用途

研修施設

(4) 工事範囲

- (ア) 仮設工事
- (イ) 防水工事
- (ウ) 屋根補修
- (エ) 外壁改修
- (オ) 鋼製建具工事
- (カ) 塗装工事
- (キ) 雑工事

(5) 共通仕様書

図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 28 年度「公共建築標準仕様書」及び「平成 28 年「建築改修工事監理指針」による。

2 一般共通事項

(1) 施工条件

現場説明書及び見積要領書による。

(2) 特殊材料の工法

共通仕様書に記載されていない特殊な材料の工法は、当該製品の指定された工法による。

(3) 性能保証

保証内容	保証期間
下地補修箇所「ひび割れ及び鉄筋爆裂等再発」	3年間
タイル補修箇所「剥離及び欠損」	3年間
シーリング打ち替え部「破断及び漏水」	5年間
壁面塗装部「塗膜剥離及び変退色」	2年間
天井塗装部「塗膜剥離及び変退色」	2年間
鉄部塗装箇所「発錆及び著しい変退色」	2年間
屋上・バルコニー・その他の防水部 「漏水及び塗膜の破断」	5年間

※保証書は、工事請負業者、施工業者、材料メーカーの三者連名とすること。

(4) 定期点検

(ア) 点検日 2020年1月31日

2021年1月31日

(イ) 補修完了日 2020年2月末日

2021年2月末日

研修所の担当者の確認を受けること。

(5) 工事費の清算

下地補修工事等において、各項目の数量は別に提示する内訳明細書の数量を参考とする。工事着工後の調査で数量が増減した場合、2%以上の増減に対して、清算を行うこととする。

(6) 現場代理人

現場代理人は、工事施工管理を5年以上経験した者で、必要資格として「一級建築施工管理技士又は二級建築士」以上とする。

なお、現場代理人は工事請負業者の正社員とし、常住管理を基本とするが、現在の情勢で常駐出来ない場合は、工程会議及び現場の要請があれば、いつでも現場に出向ける体制を取ること。

(7) 施工計画書等

各工事の施工計画書と使用材料リスト、カタログ、施工要領書を事前に提

出すこと。安全、衛生計画書も同時に提出すること。

(8) 工程会議

工事期間中の施主と工事業者との工程会議の日程は、研修所の担当者と協議のうえ決定すること。

(9) 竣工図書

工事完了報告書

(ア) 工事完了届

(イ) 工事保証書

(ウ) 材料メーカーの出荷証明

(エ) 塗料・防水・その他材料の使用計画書及び搬入写真

(オ) 使用材料のカatalog、取扱い及びメンテナンス方法説明書

(カ) 下地劣化調査図及び劣化数量書

(キ) 実施工程表

(ク) 打合せ議事録

(ケ) 工事記録写真（各工種・各工程）

以上をA4版ファイリングの上、2部提出すること。

3 仮設工事

(1) 共通仮設工事

(ア) 現場事務所

2K*3K2階建てとし、会議用テーブル・椅子及びコピー機等必要な物品を設置する。

(イ) 工事用水電力

工事用水については、既設より分岐、子メーターを設置し清算する。

(ウ) 安全対策

工事期間中、第三者へ危険が予測される作業やまとまった材料の搬入搬出時又研修所の行事などで外部の者が多数出入りする時等は、研修所の担当者と打合せの上、警備員を適切に配置すること。

(エ) 障害物の処理

既設足場に支障となる植栽の剪定、伐採は監理者及び研修所の担当者と打合せの上実施すること。

(オ) 工事車両

工事車両の駐車は、監理者及び研修所の担当者と協議の上決定する。

(カ) 廃材処理

工事期間中に発生する廃材は、コンテナ等を設置し、定期的に処理すること。

(2) 仮設足場工事

原則として、鋼製足場とする。仮設足場は、作業者の安全のみならず、第三者への危害が及ばない様、十分な防護措置を講じるとともに、足場内に部外者が立入出来ない処置を講じること。

4 下地補修工事

(1) 高圧水洗浄

外壁タイル面・天井リシン吹付け面・バルコニー内壁・床面及びC階段床面の高圧水洗浄（150kgf/cm²以上）を行う。

(2) 事前調査

補修工事に先立ち、防水関係調査報告書にもとづき、目視及び打診調査を行い、図面を作成し、数量を算出し監理者へ報告すること。

(3) ひび割れ補修

0.3 mm未満 : 浸透性防水剤塗布・散水養生後微弾性フィラー材にて目止め。

0.3 mmから 0.5 mm : Uカットシーリング工法とし、浸透性防水剤塗布・散水養生を行う。

0.5 mm以上 : Uカットシーリング工法とし、浸透性防水剤の所定器を用いて注入を行う。

(4) コンクリートの補修

鉄筋爆裂部及び欠損部の補修で、ポリマーセメントの塗厚が 30 mm以上、コーナー部の辺長が 50 mm以上となる場合は、ステンレス製全ネジピンを打設の上、ステンレス線で結束して躯体に緊結する。

(5) タイル補修

浮き部分は、エポキシ樹脂注入工法（50 孔/m²）とする。

(6) 左官工事

石状塗装及びシート貼り部分は、カチオン系の樹脂モルタルにてタイルの凸面までを目安に下地作成する。

(7) 塗装工事

石状塗装及びシート貼りに関しては、S K 化研の仕様書に準じて作業を行う。作業に先立って 1 面で 3 か所程度の下地モルタルの引っ張り試験を行う事。

5 シーリング打替工事

既設シーリング材は、完全撤去の上、再充填工法とする。シーリング材からのブリードを防止する措置を行うこと。